

・消費者通信 第41号

私たちの生活にひそむ身近な消費者トラブルや
製品情報について、定期的に発信していきます。



1月～3月は「若者に対する 悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です!!

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳から保護者の同意がなくても、自分の意志で様々な契約ができるようになりました。若者が巻き込まれやすいトラブルに注意しましょう！

気付けたい消費トラブル

●業者による「訪問販売」のトラブル

→不要であればきっぱりと断りましょう。契約後クーリングオフができる場合もあります。

●「もうけ話」のトラブル

→うまい話には飛びつかないようにしましょう。

●ネット回線等の「通信契約」のトラブル

→料金プランやサービス内容をよく確認してから契約しましょう。

お困りの際は、福井県消費生活センターまたは総務課までご連絡ください。

■問合せ 福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102
総務課

□ 0778-47-8000 (消費者ホットライン)



国民生活センター
ホームページ

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 TEL 0778-23-1126
(自動音声案内「2」の後「2」選択)
町民税務課 □ 0778-47-8015

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただいているが、収入の減少や失業などにより保険料を納めることができることが難しくなることもあります。保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

免除を受けるための条件をご確認ください

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和7年7月～令和8年6月の保険料は、令和6年中の所得で審査を行います。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除の承認を希望する場合には、申請が不要になります。ただし、失業などを理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

詳しくはこちらを
ご覧ください▼



日本年金機構
ホームページ

子育て支援センターだより

■問合せ 南条子育て支援センター TEL 0778-47-2411
今庄子育て支援センターわかば □ 0778-45-0788
河野子育て支援センター □ 0778-48-2123



—2歳～2歳6か月—

運動能力がますます発達し、お話しも上手になります。自我もはっきりし、主張も強くでき、何でも自分でやりたがる時期です。

指先の力も強くなり、手首の動きも巧みになります。ヒモ通しや鍵を開けたり閉めたりするおもちゃがおすすめです。



2月の主な活動

【南条子育て支援センター】

3日(火) 節分の集い

時 間 午前 10時30分～午前 11時30分
場 所 南条保健福祉センター
定 員 先着8組(要予約)
内 容 豆まきで鬼をやっつけたり、ゲームを楽しんだりします。

【今庄子育て支援センターわかば】

17日(火) ママフィット

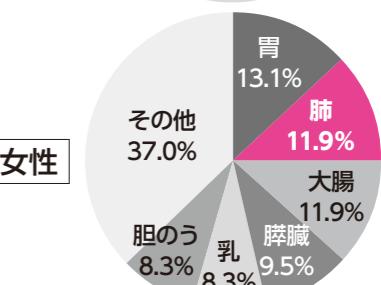
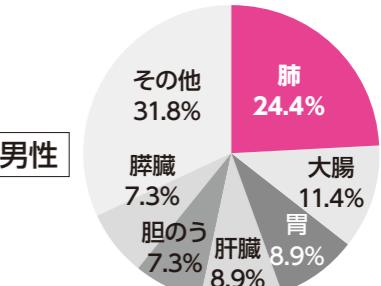
時 間 午前 10時30分～午前 11時30分
場 所 今庄子育て支援センターわかば
講 師 角正 佳己氏
定 員 先着5組(要予約)
持ち物 水分補給用飲み物
※動きやすい服装でお越しください。

20日(金) 幼児の言葉の育ちについて

時 間 午前 10時30分～午前 11時30分
場 所 今庄子育て支援センターわかば
講 師 言語聴覚士 酒井 那旺氏
定 員 先着5組(要予約)

南越前町のがんの現状

令和元年～令和5年までの部位別死亡割合



たばことがんの話



たばこの煙には、約70種類もの発がん物質が含まれており、肺がんや胃がんなどに罹患するリスクを高めます。肺がんで死する危険性は、吸わない人に比べ、男性で約4.4倍、女性で約2.8倍*になると言われています。また、たばこは吸う本人だけではなく、受動喫煙により周りの人ががんや病気になってしまう危険性を高めます。

(出典：国立がん研究センターがん情報サービス)

町内においても、残念ながら肺がんで亡くなる方の割合が、男性・女性とも高い現状です。たばこは、肺がんをはじめ、様々ながんの大きな要因になります。禁煙に「今さら…」ということはありません。何歳から始めて効果があります。ご自身やご家族の健康を守るために禁煙してみませんか。

■問合せ 保健福祉課 □ 0778-47-8007